届出受理年月日及び受理番号	

1　財務大臣及び事業所管大臣の記入欄

事　　項	年　月　日　及　び　記　名　押　印
本届出に係る行為は、 年　月　日から 行うことができる。	

（記入要領）
1　本届出書は、財務大臣及び事業所管大臣を宛先とし、金銭の貸付けの相手方が営む事前届出業種（対内直接投資等に関する命令第３条第３項の規定に基づき財務大臣及び事業所管大臣が定める業種を定める件（告示）別表第１及び別表第２に掲げる業種又は別表第１から別表第３までのいずれにも掲げられていない業種をいう。以下この記入要領において同じ。）に属する事業を所管する各事業所管大臣を明記すること。
2　代理人が届け出る場合は、届出者本人の押印又は署名を省略して差し支えない。
3　「届出者」欄中「氏名又は名称及び代表者の氏名」欄には、日本語表記（正式な日本語表記がない場合はふりがな）と英語表記（正式な英語表記がない場合は省略）を併記すること。
4　「届出者」欄中「住所又は主たる事務所の所在地」欄には、国又は地域名も記入すること。
5　「届出者」欄中「国籍又は設立国」欄には、届出者が非居住者個人である場合は当該個人の国籍を記載し、届出者が法人その他の団体である場合は当該法人その他の団体の設立準拠法を管轄する国を設立国として記載すること。
6　「届出者」欄中「ウェブページのリンク」欄について、営んでいる事業の内容等が記載されたウェブサイトが存在する場合には、当該ウェブサイトのリンク先URLを記載すること。該当するウェブサイトが存在しない場合には「該当なし」と記入すること。「８　届出者の事業方針等に影響を及ぼすもの」欄中「ウェブページのリンク」欄及び「９　届出時に届出者と特別の関係にあるもの」欄中「ウェブページのリンク」欄についても、同様とする。
7　「届出者」欄中「届出者となる法的根拠」が「ハ」に該当する場合、「イ」及び「ロ」の①氏名又は名称、②住所又は主たる事務所の所在地、③職業又は営んでいる事業の内容、を「10　その他の事項」欄に記入すること。
8　「届出者」欄中「事務上の連絡先（担当者氏名、電話番号及び電子メールアドレス）」欄について、電子メールアドレスがない場合には、電子メールアドレスの箇所に「該当なし」と記入すること。
9　「１　相手方」欄中「⑷　事前届出業種に該当する理由」欄には、事前届出業種を記入すること。事前届出業種が対内直接投資等に関する命令第３条の２第３項の規定に基づき財務大臣及び事業所管大臣が定める業種を定める件（告示）に掲げる業種に該当する場合は、その旨明記し同告示の該当する条項を明記すること。事前届出業種の内容を補足するため、当該事前届出業種に属する事業の詳細を記入しても差し支えない。なお、金銭の貸付けの相手方の該当業種に不明な点がある場合は、その旨を記入すること。
10　「５　条件」欄中「⑶　元本の回収方法」欄は、「ロ　分割」により回収する場合には、次の例にならつて記入すること。
（例：○年○月を第１回とし、以降１年ごとに○年○月まで○回○○円ずつ回収。）
11　「７　貸付目的等」欄中「⑴　貸付目的」欄には、「資産運用」、「経営関与」、「関係会社の設立又は資金調達の支援」、「国内会社との合弁会社の設立」等の貸付目的を記入すること。「⑵　貸付けに伴う経営関与の方法」欄には、「取締役の選解任」、「株主総会における株主提案」、「経営支配に関する契約の締結」等の経営関与の方法を記入すること。「⑶　貸付け後の事業計画」欄には、貸付け後に貸付けの相手方の事業計画に影響を与えることを予定している場合、当該内容を記入すること。「⑷　事前届出業種に該当する事業の取扱い」欄には、貸付け後の事前届出業種に該当する事業の取扱いに関する事項を記入すること。なお、⑵から⑷までの欄は、「資産運用」及び「関係会社の設立又は資金調達の支援」の場合は記入を要しない。
12　「８　届出者の事業方針等に影響を及ぼすもの」とは、届出者の最終親会社等（租税特別措置法第66条の４の４第４項第５号に規定する最終親会社等をいう。）又は届出者の財務及び営業

1　財務大臣及び事業所管大臣の記入欄

事　　項	年　月　日　及　び　記　名　押　印
本届出に係る行為は、 年　月　日から 行うことができる。	

（記入要領）
1　代理人が届け出る場合は、届出者本人の押印又は署名を省略して差し支えない。
2　「届出者」欄中「住所又は主たる事務所の所在地」欄には、国又は地域名も記入すること。
3　「届出者」欄中「届出者となる法的根拠」が「ハ」に該当する場合、「イ」及び「ロ」の①氏名又は名称、②住所又は主たる事務所の所在地、③職業又は営んでいる事業の内容、を「10　その他の事項」欄に記入すること。
4　「１　相手方」欄中「⑸　事前届出業種に該当する理由」欄には、対内直接投資等に関する命令第３条第４項の規定に基づき財務大臣及び事業所管大臣が定める業種を定める件（告示）別表第１及び別表第２に掲げる業種を記入すること。なお、発行会社の該当業種に不明な点がある場合は、その旨を記入すること。
5　「５　条件」欄中「⑶　元本の回収方法」欄は、「ロ　分割」により回収する場合には、次の例にならつて記入すること。
（例：○年○月を第１回とし、以降１年ごとに○年○月まで○回○○円ずつ回収。）
6　「７　貸付目的等」欄中「⑴　貸付目的」欄には、「資産運用」、「経営関与」、「関係会社の設立又は資金調達の支援」、「国内会社との合弁会社の設立」等の貸付目的を記入すること。「⑵　貸付けに伴う経営関与の方法」欄には、「取締役の選解任」、「株主総会における株主提案」、「経営支配に関する契約の締結」等の経営関与の方法を記入すること。「⑶　貸付け後の事業計画」欄には、貸付け後に貸付けの相手方の事業計画に影響を与えることを予定している場合、当該内容を記入すること。「⑷　事前届出業種に該当する事業の取扱い」欄には、貸付け後の事前届出業種に該当する事業の取扱いに関する事項を記入すること。なお、⑵から⑷までの欄は、「資産運用」及び「関係会社の設立又は資金調達の支援」の場合は記入を要しない。
7　「８　届出者の事業方針等に影響を及ぼす者」とは、届出者の親会社や届出者の財務及び営業又は事業の方針の決定に対して重要な影響を与えることができる者を指し、届出者が専ら株式等の取得又は株式への一任運用を目的として設立された者の場合に記入すること。
8　「９　届出時に届出者と特別の関係にあるもの」欄については、届出者が本届出書により金銭の貸付け（外国為替及び外国貿易法第26条第２項第６号に規定する金銭の貸付けをいう。）を行おうとする場合において、届出者と特別の関係にあるもの（届出者を対内直接投資等に関する政令第２条第４項の株式取得者とした場合に同項各号に掲げるものに該当することとなる非居住者である個人又は法人その他の団体（外国為替及び外国貿易法第26条第１項第２号から第４号までに掲げるものに限る。）をいう。）が当該貸付けの相手方に当該金銭の貸付けを行っているとき又は当該貸付けの相手方が発行する社債（対内直接投資等に関する政令第２条第９項第１号に規定する社債をいう。）を所有しているときに記入すること。
9　届出者が貸付けの相手方の株式又は持分のすべてを所有している場合には、「10　その他の事項」欄にその旨を記入すること。
10　上記様式に記入することができない場合は、日本産業規格Ａ４の用紙により上記事項の順序に従つて記入するか、別紙を添付して差し支えない。

2　銀行等又は資金移動業者の記入欄（外国為替及び外国貿易法第17条（第17条の３において準用する場合を含む。）に基づき確認を行う場合に記入を要するものとする。）

為替取引を行った年月日	金　　額	銀行等又は資金移動業者確認印

（日本産業規格Ａ４）